

飯能市企業立地奨励金等交付要綱

平成17年3月28日

告示第57号

（目的）

第1条 この要綱は、本市の経済を活性化するため、本市に立地した企業に対し、奨励金を交付することにより企業立地を促進し、もって本市の産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（平17告示151・平19告示291・平29告示218・一部改正）

（規則の適用）

第2条 前条の奨励金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（平29告示218・追加）

（用語の意義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者（事業を行う法人又は個人をいう。以下同じ。）がその事業の用に供するために設置する施設をいう。
- (2) 立地 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する者が、市内の他の場所に新たに事業所を設置することをいう。
- (3) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する雇用保険の被保険者をいう。
- (4) 固定資産 事業者が事業の用に供する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (5) 閉鎖中の施設 前事業者が、事業を廃止し、事業活動が行われていない施設をいう。

（平17告示151・平19告示291・平24告示105・一部改正、平29告示218・旧第2条繰下・一部改正、平30告示325・一部改正）

（交付対象事業者）

第4条 奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業所で、市長が認めるものの当該事業者（第12条第1項に規定する承継対象事業者にあつては、同条の規定により地位の承継の承認を受けた者に限る。）とする。

(1) 次のいずれかの事業所であること。

ア 本市が指定する特定施設誘導地域の区域内に立地された事業所

イ 飯能大河原工業団地内に立地された事業所

(2) 敷地面積2,000平方メートル以上又は延床面積1,000平方メートル以上の規模を有すること。ただし、林業を営む事業所については、この限りでない。

(3) 従業員数10人以上であること。

(平19告示291・全改、平23告示157・平24告示105・平26告示61・一部改正、平29告示218・旧第3条繰下・一部改正、平30告示325・一部改正、令5告示354・一部改正、令6告示329・一部改正)

(交付対象事業者の認定)

第5条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の認定(以下「認定」という。)を受けなければならない。

2 認定を受けようとする事業者(以下「認定申請者」という。)は、当該認定に係る事業所の事業開始年の12月31日までに、奨励金対象事業者認定申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書は、令和10年12月31日までに事業所を設置した事業者に限り、提出することができる。

4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、飯能市企業誘致推進本部設置規程(平成20年訓令第1号)に規定する飯能市企業誘致推進本部(以下「本部」という。)の意見を聴いて認定の可否を決定し、その旨を奨励金対象事業者認定(非認定)通知書(様式第2号)により、認定申請者に通知するものとする。

5 市長は、認定に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(平29告示218・追加、平30告示325・一部改正、令5告示354・一部改正)

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消すことができる。

(1) 認定に当たり付した条件を欠くに至ったとき。

(2) 認定事業者の当該認定に係る事業所が、火災又は自然災害による場合を除き、6月以上休止又は停止の状態にあるとき。

(3) 虚偽その他不正の行為によって認定を受けたとき。

(4) 特別の理由がなく市税等を滞納したとき。

(5) 事業所等において公害を発生させ、その排除のために当該事業所等の施設改善その他必要な措置を講じないとき。

(6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められ

るとき。

(7) この要綱に違反したとき。

(8) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、奨励金認定取消通知書（様式第3号）により認定事業者に通知するものとする。

（平29告示218・追加、平30告示325・一部改正）

（企業立地奨励金の額等）

第7条 市長は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める額について、企業立地奨励金を交付することができる。

(1) 新たに固定資産の取得又は賃借（以下「取得等」という。）をして立地した場合（次号に掲げる場合を除く。） 取得等をした固定資産（土地にあっては、土地の取得等の後3年以内に事業所の建築に着手した場合に限る。）に係る固定資産税課税額に相当する額

(2) 閉鎖中の施設の取得等をして立地した場合 取得等をした固定資産に係る固定資産税課税額に相当する額に10分の5を乗じて得た額

2 企業立地奨励金の交付の対象となる固定資産は、前項に定めるもののほか企業立地奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）においてその事業の用に供する固定資産に増減があった場合には、増減後の固定資産とする。

3 交付対象期間は、認定を受けた年度の翌年度から3年間とする。

（平29告示218・追加）

（雇用等促進奨励金の額等）

第8条 市長は、認定事業者が次条に規定する雇用等促進奨励金交付申請書を提出する年の1月1日において、市内に住所を有する者（当該認定事業者が立地を決定した日以前から雇用し、かつ、同日以前から市内に住所を有する者を除く。）を引き続き1年以上継続して10人以上雇用している場合は、当該認定事業者に対し、雇用等促進奨励金を交付対象期間を限度に交付することができる。

2 雇用等促進奨励金の額は、前項に規定する者1人につき10万円とする。ただし、1事業所につき同一年度内に500万円を限度とする。

（平29告示218・追加、令6告示329・一部改正）

（交付申請）

第9条 企業立地奨励金又は雇用等促進奨励金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、企業立地奨励金又は雇用等促進奨励金の交付

の対象となる各年度の1月1日から同月31日までの間に、企業立地奨励金交付申請書（様式第4号）又は雇用等促進奨励金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（平17告示151・平19告示291・平21告示235・平26告示61・一部改正、平29告示218・旧第5条繰下・一部改正、令6告示329・一部改正）

（交付決定）

第10条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第6号又は様式第7号のとおりとする。

（平29告示218・追加）

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、規則第18条の規定によるもののほか、前条の規定による交付決定を受けた交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項の規定により認定を取り消されたとき。

(2) 正当な理由によることなく、交付対象期間内に、立地した場所における事業を廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、企業立地奨励金交付決定取消決定書・雇用等促進奨励金交付決定取消決定書（様式第8号）により交付申請者に通知するものとする。

（平17告示151・一部改正、平19告示291・旧第12条繰上・一部改正、平29告示218・旧第10条繰下・一部改正、令6告示329・一部改正）

（地位の承継）

第12条 承継対象事業者（認定事業者から、合併、分割その他の事由により当該認定事業者の行う事業を引き継いだ者であって、市長が別に定める要件に該当しないものをいう。）は、認定事業者の奨励金の交付を受ける地位を承継しようとするときは、奨励金事業承継申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、本部において承継の可否を決定し、その旨を奨励金事業承継承認（非承認）通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（平29告示218・追加）

（報告及び調査）

第13条 市長は、認定事業者に対し、当該認定事業者の事業所の立地その他状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(平19告示291・旧第14条繰上・一部改正、平29告示218・旧第12条繰下・一部改正)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平19告示291・旧第18条繰上、平26告示61・旧第16条繰上、平29告示218・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(平21告示235・旧附則・一部改正)

(企業立地奨励金の交付に関する特例措置)

2 当分の間、第7条第1項第1号中「3年以内」とあるのは、「5年以内」とする。

(平21告示235・追加、平29告示218・一部改正)

附 則(平成17年告示第151号)

この告示は、平成17年6月10日から施行する。

附 則(平成17年告示第356号)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第291号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の飯能市企業立地奨励金等交付要綱の規定に基づき奨励金の交付決定を受けた事業者は、改正後の飯能市企業立地奨励金等交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものとみなす。

附 則(平成21年告示第235号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の飯能市企業立地奨励金等交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第157号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年告示第105号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第218号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の飯能市企業立地奨励金等交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第11条第1項第2号の規定は、この告示の施行の日以後に認定を受けた事業者に対する交付決定について適用し、同日前に認定を受けた事業者に対する交付決定については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の飯能市企業立地奨励金等交付要綱第6条の規定による交付承認（当該交付承認に係る交付の申請をした事業者の初回の交付承認に限る。）は、改正後の要綱第5条の規定による認定とみなす。

附 則(平成30年告示第325号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第354号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年告示第329号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の飯能市企業立地奨励金等交付要綱の規定により認定を受けた事業者は、改正後の飯能市企業立地奨励金等交付要綱の規定

により認定を受けた事業者とみなす。